

## 社会福祉法人花園会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人花園会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第23条等の規定に基づき、役員等の報酬について定めるものである。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と評議員選任・解任委員会委員を併せて役員等という。
- 2 評議員とは、定款第5条に基づきこの法人に置かれる者をいう。
- 3 評議員選任・解任委員会委員とは、定款第6条に基づきこの法人に置かれる者をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

- 1 役員等に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で報酬として支給することができる。
- 2 役員等については、理事会、評議員会並びに評議員選任・解任委員会の出席等、必要の都度、一定額を支給することができる。

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めた額とする。

- 1 報酬については、別表第1に定める額

### (費用)

第5条 役員等が職務のため出張をしたときは、交通費と別表第2による旅費（日当、宿泊料、食事代）を支給する。

- 1 交通費は、原則として最も適切な通常の経路及び方法により旅行した場合の実費により計算する。
- 2 業務遂行に必要な経費は実費を原則として支給する。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

### (当法人職員給与との併給)

第6条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

### (公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

付則 この規程は、平成30年7月1日から施行する。

#### 別表第1 (役員等の報酬)

##### 1 評議員

区分	金額
評議員会への出席	1回につき10,000円(所得税を除く) 静岡県外の者は1回につき20,000円 (所得税を除く)

##### 2 理事

区分	金額
理事会等会議への出席	1回につき10,000円(所得税を除く) 静岡県外の者は1回につき20,000円 (所得税を除く)
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	1回につき10,000円(所得税を除く) 静岡県外の者は1回につき20,000円 (所得税を除く)

##### 3 監事

区分	金額
理事会等会議への出席	1回につき10,000円(所得税を除く) 静岡県外の者は1回につき20,000円 (所得税を除く)
監事監査等への出席	1回につき10,000円(所得税を除く) 静岡県外の者は1回につき20,000円 (所得税を除く)
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤 (監事監査研修会を含む)	1回につき10,000円(所得税を除く) 静岡県外の者は1回につき20,000円 (所得税を除く)

##### 4 評議員選任・解任委員会委員等

区分	金額
評議員選任・解任委員会等への出席	1回につき10,000円(所得税を除く) 静岡県外の者は1回につき20,000円 (所得税を除く)

#### 別表第2 旅費

日当 (1日につき)	宿泊料 (1泊につき)	食事代		
		朝食	昼食	夕食
10,000円	20,000円	2,000円	1,000円	2,000円